

唐津市域の安全確保に関する協定書

唐津市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲が玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の所在する玄海町の隣接市であり、かつ、発電所から半径5キロメートル内の緊急時に予防的防護措置を準備する区域（PAZ）になることを鑑み、住民の安全及び安心の確保を目的として、乙が佐賀県及び玄海町との間に締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を尊重のうえ、次のとおり協定を締結する。

（安全の確保）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、原子力安全の確保に深層防護の追及が不可欠との原点に立ち、絶えず安全性向上の姿勢を保ち安全文化の徹底に取り組むものとする。

（県との確認書）

第2条 乙は、甲が佐賀県と取り交わしている「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」の趣意を尊重するものとする。

（重要事象の説明）

第3条 乙は、原子炉施設の変更等発電所の保守運営上重要な事象について佐賀県及び玄海町に説明を行うときは、遅滞なく、当該事象について甲に説明するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとする。

（報道情報の事前連絡）

第4条 乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

（情報の発受信）

第5条 甲及び乙は、相互の情報連絡を円滑に処理するため、あらかじめ発受信責任者及びその代行者を定めるものとする。

（損害の補償）

第6条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年10月23日

甲 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市
唐津市長

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長